

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 減額認定証、医療費通知の発行について ～

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月下旬に新しい減額認定証を郵送いたしますので、8月1日から新しいものをご使用ください。

※下記の交付対象に該当する方で、減額認定証をお持ちでない方は役場保健福祉課へ申請してください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税である方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） 老齢福祉年金を受給されている方



医療費通知の発行を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場保健福祉課保健福祉グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- ◆すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- ◆この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ◆受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。
- ※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎ 011・290・5601

新冠町役場
保健福祉課 保健福祉グループ
☎ 0146・47・2113（直通）

地上デジタル放送についての重要なお知らせ

～受信障害解消対策実施中～

テレビの映りが悪いのは混信が原因！

静内（笹山）デジタル中継所エリアの一部では、フェージング現象の影響で、地上デジタル放送を良好に視聴できない、受信困難状態の混信現象が頻繁に発生しております。

これは、静内（笹山）デジタル中継所からの電波と、室蘭放送局からの電波を同時に受信することにより発生する現象です。

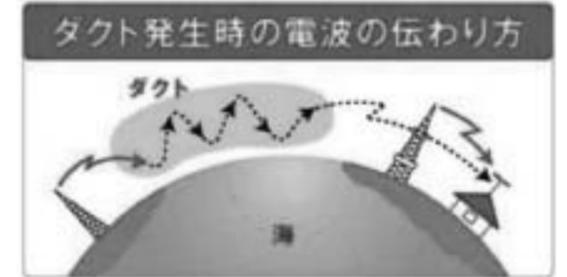
この受信障害を解消するために、静内（笹山）デジタル中継所のチャンネルを変更する作業を7月2日より行っています。

混信の原因となるフェージング現象とは？

電波の異常伝搬による受信障害の原因となるもので、春から夏にかけて発生します。

電波が伝搬する通路又は通路上の大気の状態が気象条件などにより変動することによって、受信電波の強さが変化し、安定して放送波の受信ができなくなる現象です。

また、フェージングの一種として、気温や水蒸気の影響により、通常では届かない遠方へ電波が届くようになることをラジオダクトと呼び、このダクトにより運ばれた電波がテレビに混信して受信障害が発生します。



静内（笹山）中継局の地上デジタル放送をご覧の皆さんへ

受信障害を解消するために、STV、HTB、UHBの3つのチャンネルを変更します。チャンネル変更の方法は、3つのチャンネルについて新・旧チャンネルの電波を同時に放送し、受信機が自動で旧チャンネルから新チャンネルへ切り替わるよう、放送の電波に信号を加えて作業を実施していきます。

■新チャンネル 7月2日から（放送開始） ■旧チャンネル 8月23日まで（放送終了）

なお、ほとんどの受信機は自動で切り替わりますが、上記3つのチャンネルの映りが悪くなった場合は、ご自身で「チャンネル再設定」をお願いいたします。

※上記3つのチャンネル以外は、変更ありません。また、札幌局と室蘭局の受信者も変更ありません。
※リモコン番号はそのままです。詳しくは6月下旬に配布済みのチラシをご覧ください。

放送局	STV（札幌テレビ放送）	HTB（北海道テレビ放送）	UHB（北海道文化放送）
リモコン番号	5	6	8
変更チャンネル	31（旧）⇒35（新）	20（旧）⇒39（新）	33（旧）⇒37（新）

《お問い合わせ窓口》

「チャンネル変更コールセンター」

電話 0120・922・303

I P電話などで上記番号につながらない場合は、03・4321・0770まで
受付時間： 平日9:00～21:00 土日祝9:00～18:00